

融 資 の 内 容

I. 利用できる方

商工貯蓄共済の加入者で、原則として6カ月以上経過し、正常に共済掛金を拠出している方です。また、加入者が、風水害、地震、大火等により被災し、指定を受けた場合には、災害特別資金の利用もできます。ただし、いずれも金融審査会の審査が必要です。

II. 融資額

加入口数1口につき100万円以内とし、2,000万円を限度とします。

また、借入金が貯蓄積立金範囲内扱いの場合は、借入時の貯蓄積立金額の範囲内（1万円未満は切り捨て）とします。

災害特別資金については、加入口数等にかかわらず、設備資金は2,000万円以内、運転資金は1,000万円以内の利用ができます。

III. 資金使途

事業資金	(1) 運転資金 (2) 設備資金 (3) 災害特別資金 (4) 独立開業資金
役員及び従業員資金	(1) 消費資金 (2) 住宅資金

IV. 融資利率

	県信用保証協会保証扱い	保証人保証扱い	貯蓄積立金範囲内扱い
1年以内	2.625%	3.025%	2.500%
1年超3年以内	2.625%	3.100%	2.625%
3年超5年以内	2.700%	3.250%	
5年超10年以内	2.950%	3.500%	

V. 融資期間（最長）

10年以内	災害特別資金の設備資金 (県信用保証協会普通保証扱い又は、保証人保証扱いとなります。) 設備資金・独立開業資金・住宅資金
7年以内	運転資金・災害特別資金の運転資金・消費資金
3年以内	貯蓄積立金範囲内扱い

※据置期間は6カ月以内、ただし、災害特別資金は12カ月以内です。

VI. 融資形式

証書貸付または手形貸付

VII. 償還方法

割賦または一括償還（1年以内の資金に限る）

※脱退・一部払出し及び満期における措置

ア. 借入者が借入金返済の完了前に商工貯蓄共済制度モデル型を脱退・一部払出ししようとするときは、借入金残額の完済を条件として認めるものとする。

イ. 借入者が借入金返済の完了前に満期となったときは、借入金残額の完済をするか、引続きモデル型に加入するものとする。

VIII. 保証

長野県信用保証協会 扱い	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要とする。なお、保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等により個人保証させない場合は、この限りではない。担保は必要に応じて徴するものとする。	保証料	県信用保証協会の所定料率とする。
保証人保証扱い	事業資金は原則として、法人は代表者を保証人、個人は保証人不要、または担保とする。役員及び従業員資金は、原則として保証人1名以上または担保とする。		
貯蓄積立金範囲内 扱い	融資期間1年以内については承諾書によることができるものとし、融資期間1年超3年以内については、承諾書のほかに金融機関の定めるところの保証人による保証扱いとする。		

IX. 取り扱い金融機関

県内に本店を置く金融機関の本支店および

岐阜信金坂下支店、新井信金黒姫支店、第四北越銀行十日町支店、山梨県民信用組合川上支店